

名家連ニュース

令和7年10月29日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.1065号

障害年金不支給倍増問題の調査報告書への対応

❖ 精神障害者等の不支給事案124件を支給決定に変更

日本年金機構は9月19日、令和6年度の障害年金の認定状況の調査報告書を社会保障審議会年金事業管理部会に報告した。令和6年7月までの精神障害者等の不支給事案(2,895件)について適切な判定が行われているか否かを点検し、124件(約4.3%)を不支給から支給決定に変更したことを明らかにした。

❖ 令和6年度から精神障害の不支給決定が増加

厚生労働省が6月11日に公表した令和6年度の障害年金の認定状況調査報告書は、同年度以降、障害年金の不支給が倍増したとの報道や国会審議を経て、厚生労働大臣が実態把握を指示していた。調査報告によると、非該当割合13.0%は過去最高であり、障害種別は精神障害が12.1%と前年の6.4%から大きく上昇していた。その要因としては、「障害等級の目安より下位等級に認定され不支給となっているケース」が75.3%と前年の44.7%より増えていた。

こうした結果を受けて、日本年金機構は令和6年度以降のすべての不支給事案について、複数の認定医による審査を開始した。また、認定プロセスの客観性・公平性を確保する観点から、審査書類の改善など一部の対応を見直していた。



❖ 今後も月2,000件のペースで点検を実施

今回の点検においては、当初の処分で不支給とした事案に関して、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」の「総合評価考慮すべき要素」等も踏まえ、下記の要素を重視することが適当と判断したものは当初の処分を取り消し、新たに支給決定することとした。

今後も月2,000件程度のペースで、年内を目途に令和6年度以降の精神障害者等の不支給等事案(約11,000件)の点検を優先的に実施する。

その後も認定プロセス見直し前の令和7年度の不支給事案(4月～8月分)の点検を進めるとともに、支給事案であっても目安より下位の等級に認定されている事案等については、同様に点検を実施していく方針である。進捗状況は毎月公表する。

❖ 点検において重視した要素

○ 病状や状態像の観点 当初は、症状の発現状況(陰性症状の有無、躁状態とうつ状態の期間、頻度等)を踏まえた日常生活の制限の程度を評価した。

点検では、症状の経過や予後の見通し(病状が長期に渡っている、予後が悪い等)を踏ま

えた日常生活の影響をさらに重視した。

○ **療養状況の観点** 当初は、現在の病状や改善状況を踏まえた日常生活能力を評価した。点検では入院歴（期間、頻度、状態が不安定かどうか等）、薬物治療の内容等（種類、量、期間）をさらに重視した。

○ **生活環境の観点** 当初は、独居や福祉サービスの利用の有無などを踏まえた日常生活能力を評価した。

点検では、その背景の状況（対人不信、対人恐怖、社会性の欠如、周囲の援助、IQ等）をさらに重視した。



○ **就労状況の観点** 当初は、就労状況などを踏まえた日常生活能力を評価した。点検では、仕事の内容（単純作業の繰り返し、家業の手伝い等）、就労実態（配慮、勤務日数、職場での意思疎通等）、日常生活への影響（就労の疲労により日常生活での声かけが必要等）をさらに重視した。

≪ 精神の障害年金－ガイドラインによる障害等級の目安 ≫

診断書記載項目のうち「日常生活能力の程度」の評価及び「日常生活能力の判定」の評価を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安を示したもの

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5 以上	1 級	1 級又は 2 級			
3.0 以上 3.5 未満	1 級又は 2 級	2 級	2 級		
2.5 以上 3.0 未満		2 級	2 級又は 3 級		
2.0 以上 2.5 未満		2 級	2 級又は 3 級	3 級又は 3 級非該当	
1.5 以上 2.0 未満			3 級	3 級又は 3 級非該当	
1.5 未満				3 級非該当	3 級非該当

≪表の見方≫

1. 「程度」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。
2. 「判定平均」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽い方から1～4の数値に置き換え、その平均を算出したものである。
3. 表内の「3級」は、障害基礎年金を認定する場合には「2級非該当」と置き換えることとする。

≪留意事項≫ 障害等級の目安は総合評価時の参考とするが、個々の等級判定は、診断書等に記載される他の要素も含めて総合的に評価されるものであり、目安と異なる認定結果となることもあり得ることに留意して用いること。



≪細部情報は、日本年金機構の下記 URL を検索してください。≫

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tenken.html>

文中のイラストは名家連事務局で挿入したものです